

5月は固定資産税 第1期の納期です



平成18年度の固定資産税の納期限は次のとおりです。

- 第1期 5月31日
- 第2期 7月31日
- 第3期 10月2日
- 第4期 12月26日

○固定資産税の評価・課税の概要

・固定資産税は、固定資産を評価し、その価格をもとに、課税標準額を算定します。↓課税標準額×税率（1・4％）＝税額となります。

・固定資産税の土地と家屋の評価額は3年に1度評価替えが行われます。平成18年度は、評価替え年度です。

・固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に定められた方法により行われます。

【土地(宅地)の評価の仕組み】

宅地の評価額は、地価公示価格等の7割程度とされています。

宅地の評価方法には、「市街地宅地評価法(路線価方式)」「主に市街地を形成している地域に適用」と「その他の宅地評価法」(市街地以外の地域に適用)とがあります。

「宅地の評価方法」(市街地宅地評価法)

宅地の利用上の便等を考慮して地区、地域を区分

標準地(奥行、間口、形状等が標準的なもの)の選定

地価公示価格、都道府県地価調査価格および鑑定評価価格等の活用

主要な街路の路線価の付設

その他の街路の路線価の比率、付設

地区・地域内の各筆の評価(一画地の宅地)ごとに評価額を算出します。一画地は、原則として一筆の土地ですが、利用状況によって、二筆以上の宅地を合わせた一画地とします。

○住宅用地に対する課税標準額の特例

■小規模住宅用地：200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

■その他の住宅用地：小規模住宅用地以外の住宅用地をその他の住宅用地といいます(家屋の床面積の10倍まで)。

たとえば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分がその他の住宅用地となります。

その他の住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

○宅地の税負担の調整措置

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきました。平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、

負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることよって負担水準のばらつきを狭めていく仕組みが導入されました。

平成18年度から平成20年度までの税負担の調整措置は、負担水準が高い土地については、これまでの制度を継続する一方、負担水準が低い土地については、

制度を簡素なものとしながら、負担水準の均衡化を促進する措置を講じることとされました。

※「負担水準」とは：個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので次の算式によって求められます。

負担水準＝前年度課税標準額／新評価額×住宅用地特例率(1/6または1/3)

《負担水準の低い土地の課税標準額は次のとおりになります。》

【商業地等の宅地】

今年度の価格(A)と比べて

ア 前年度課税標準額が(A)の60%以上70%以下の場合

↓ 前年度課税標準額を据え置きます。

イ 前年度課税標準額が(A)の60%未満の場合

↓ 前年度課税標準額+(A)×5%

(ただし、右記イにより計算した額が、(A)の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%

%)が今年度の課税標準額となります。)

【住宅用地】

今年度の価格に住宅用地特例率(1/6または1/3)を掛けた額(B)と比べて

ア 前年度課税標準額が(B)の80%以上100%未満の場合

↓ 前年度課税標準額を据え置きます。

イ 前年度課税標準額が(B)の80%未満の場合

↓ 前年度課税標準額+(B)×5%

(ただし、右記イにより計算した額が、(B)の80%を上回る場合は80%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)

《課税》

《平成18年度の固定資産税の課税》

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)といいますが、現在の固定資産の所有者に対し、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。匝瑳市は、平成18年1月23日に合併しましたが、平成18年1月1日現在も合併前ですので、旧八日市場市および旧野栄町それぞれの状態が課税が行われます。

関税務課資産税班 ☎73・0087、野栄総合支所税務室 ☎67・3113

こんにちは ちいきほうかつしえん 地域包括支援センターです

平成18年4月1日から、匝瑳市役所高齢者支援課内に地域包括支援センターが設けられました。地域包括支援センターには保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士といった保健・介護・福祉の専門家がおり、お互いに連携しながら、高齢のみなさんがいつまでも住みなれた地域で生活していけるよう支援いたします。

どうぞ、ご利用ください。お電話でも、お越しいただいても結構です。

主な仕事を紹介します

介護予防支援

○介護が必要な状態にならないような計画を、みなさんと一緒に考えます。

◇介護保険で要支援1・2と認定された方は、介護保険の予防サービスを利用していきます。

◇支援や介護が必要となるおそれが高い方は、市が行う介護予防を目的とした事業(具体的な内容については、現在準備中)を利用していきます。すべての高齢の方を対象にした事業も今後行う予定です。



総合相談

○介護に関する相談や悩みのほか、生活の中で困っていることや心配に思うことがありましたらご相談ください。内容に応じて、適切な機関やサービス、制度の利用におつなぎします。

「どこに相談したらよいかわからない」といった悩みも、お受けしています。



ケアマネジメント支援

○地域のケアマネジャーが円滑に仕事をできるような支援を行います。

また、医療機関を含めた関係機関とのつながりを深め、より暮らしやすい地域を目指します。

高齢者に対する虐待防止、権利擁護事業

○高齢の方が地域でその人らしい生活を送れるよう、支援します。

◇虐待の早期発見・把握に努め、対応していきます。

◇生活していく中で、お金の管理や契約に不安がある方などが利用できる制度の紹介をしています。(成年後見制度・地域福祉権利擁護事業)

地域包括支援センターの開設に伴い、これまで、そうさめくもりの郷内で行っていましたが、八日市場市在宅介護支援センターでの相談事業等は、地域包括支援センターで行っています。

なお、九十九里ホーム在宅介護支援センター、在宅介護支援センター太陽の家、在宅介護支援センター花園においても、引き続きご相談等お受けしています。

問い合わせ…そうさしちいきほうかつしえん 匝瑳市地域包括支援センター ☎73-0033
(匝瑳市役所高齢者支援課内)